

原子力被災者支援に関する 各種制度の概要

内閣官房

原子力発電所事故による経済被害対応室
(平成23年7月11日現在)

目次

1. 原子力損害賠償への取組み

- 東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所における事故に伴う原子力損害の賠償について p. 2
- 原子力損害賠償紛争審査会 p. 2
- 原子力損害の範囲の判定等に関する指針 p. 3

2. 東京電力(株)による仮払補償金に関すること

- 仮払補償金のお問い合わせ先 p. 5
 - ・避難された方々への仮払補償金 p. 5
 - ・避難等を余儀なくされた方々への「追加仮払補償金」 p. 6
 - ・農林漁業関係者への仮払補償金 p. 7
 - ・中小企業者への仮払補償金 p. 8

3. 各種支援制度について(ご参考)

- 各種支援制度 p. 10
 - ・住民の方々向けの制度 p. 10
 - ・中小企業事業者の方々向けの制度 p. 11
 - ・農林水産業の方々向けの制度 p. 15
 - ・掲載する支援制度のお問い合わせ先 p. 17

1. 原子力損害賠償への取組み

東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所における事故に伴う原子力損害の賠償について

東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、東京電力(株)より損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

○具体的な手続き等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

東京電力福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

○被害の申出に備え、現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、可能な限り実際に支出したことを証明する領収書などを保管してください。

原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害賠償紛争審査会の概要

原子力損害賠償紛争審査会とは、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき設置された中立的な第三者機関です。

同審査会においては、原子力発電所事故の被害者と原子力事業者との間の損害賠償を円滑に進めるため、賠償の対象となる損害の範囲を指針として示したり、両者で紛争が生じた場合には和解の仲介を行ったりすることを主な任務としています。

【原子力損害賠償紛争審査会の事務】

- ①紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定
- ②原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介
- ③上記事務に必要な調査及び評価

原子力損害の範囲の判定等に関する指針

現在、原子力損害賠償紛争審査会では、被害者の方々の迅速な救済に資するため、原子力損害の生じている蓋然性の高いものから順次指針を策定しています。
 なお、下記の損害以外についても、今後、順次検討を行っていく予定です。

これまでに示された主な内容※

<p>政府による避難等の指示に係る損害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難や一時立入に伴う交通費・宿泊費等 ○正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる精神的苦痛 【額の目安】・第1期(事故後6ヶ月間) ……月額10万円 ただし、避難所にいた方々 ……月額12万円 指示解除日まで屋内退避した方々 ……10万円 ・第2期(第1期終了後6ヶ月間) ……月額5万円 ○帰宅時の交通費等 ○働けなくなったことによる給与等の減少 ○放射線被ばくの検査費用 ○避難等によって生じた健康状態の悪化等による治療費等 ○営業、取引等の減収分 ○商品の廃棄費用、営業拠点の移転費等 ○商品の汚染検査費用 ○物の価値の喪失又は減少分等
<p>政府による航行危険区域設定に係る損害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者の操業が困難なことによる減収分 ○航路を迂回することによる費用増加分又は減収分 ○働けなくなったことによる給与等の減収
<p>政府等による出荷制限指示等に係る損害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○出荷、作付、放牧等制限指示等による減収分 ○商品の廃棄費用等の追加的費用 ○働けなくなったことによる給与等の減収
<p>いわゆる風評被害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業 少なくとも出荷制限指示等(本年4月末まで)が出されたことがある区域で産出された以下のものの減収分等 <ul style="list-style-type: none"> ・農林産物(食用のみ、畜産物除く): 福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県(一部) ・畜産物(食用のみ)、水産物(食用のみ): 福島県、茨城県 ○観光業 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも福島県に営業拠点がある観光業

※第一次指針(4/28策定)、第二次指針(5/31策定)及び二次指針追補(6/20策定)で示されたもの。これらの指針を踏まえ、損害賠償額の一部に充当されるものとして、既に東京電力(株)による仮払いが一部実施されています。また、上記に含まれない損害についても、個別に証明の上で東京電力(株)に請求することが可能です。

原子力損害賠償制度及び指針の内容等について、詳しくは以下のHPをご覧ください。
 (文部科学省HP内)http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304756.htm

2. 東京電力(株)による仮払補償金に関すること

仮払補償金のお問い合わせ先

今回の事故に伴い、被害を被った方々に対し、東京電力(株)は、仮払補償を実施しています。

同社ホームページによる情報は以下のとおりですが、具体的な手続きについてのご相談は、

東京電力福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

にお問い合わせ下さい。

避難された方々への仮払補償金

内 容	●原子力事故により、避難を余儀なくされた方々に対して、当面の必要な資金の仮払いが行われます。 <table border="1"><tr><td>仮 払 金 額</td><td>1世帯あたり100万円、単身世帯75万円</td></tr></table>	仮 払 金 額	1世帯あたり100万円、単身世帯75万円
仮 払 金 額	1世帯あたり100万円、単身世帯75万円		
対 象 と な る 方 ・ 損 害	●政府による避難等対象区域にお住まいの方		
必 要 書 類	●必要書類 1. 申請書類 2. 住民票		

東京電力(株)では、事故に伴い避難等を余儀なくされた方々へ、既に「仮払補償金」をお支払いさせていただいておりますが、このたび、この「仮払補償金」と同様に、避難等により発生した損害等への充当を前提に、「追加仮払補償金」をお支払いさせていただくことになりました。
(「追加仮払補償金」の詳細につきましては、次ページをご覧ください。)

避難等を余儀なくされた方々への「追加仮払補償金」

<p>内 容</p>	<p>●原子力事故に伴い避難等を余儀なくされた方々へ、既に「仮払補償金」をお支払いさせていただいております(本年4月15日お知らせ済み(5ページ記載))が、このたび、この「仮払補償金」と同様、避難等により発生した損害等への充当を前提に、「追加仮払補償金」をお支払いさせていただくこととなりました。</p> <p>○いずれも3月11日を起点とし、6月10日までの間の避難状況をもとに、以下の通りお支払いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="365 428 1336 840"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 428 547 490"></th> <th data-bbox="547 428 1041 490">対象者</th> <th data-bbox="1041 428 1336 490">お一人あたりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 490 547 635" rowspan="2">仮払金額</td> <td data-bbox="547 490 1041 552">6月10日時点で避難されている方</td> <td data-bbox="1041 490 1336 635" rowspan="2">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 552 1041 635">避難後5月11日～6月10日の間に帰宅された方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 635 547 726"></td> <td data-bbox="547 635 1041 726">避難後4月11日～5月10日の間に帰宅された方</td> <td data-bbox="1041 635 1336 726">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 726 547 840"></td> <td data-bbox="547 726 1041 840">避難後4月10日までに帰宅された方</td> <td data-bbox="1041 726 1336 840" rowspan="2">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 840 547 840"></td> <td data-bbox="547 840 1041 840">屋内退避(※2)のみの方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 計画的避難区域から6月11日以降に避難された方、または、緊急時避難準備区域から6月11日～19日に避難された方は、6月10日時点で避難されているものといたします。</p> <p>※2 屋内退避には、対象区域にとどまり避難されていない場合を含むものといたします。</p>		対象者	お一人あたりの金額	仮払金額	6月10日時点で避難されている方	30万円	避難後5月11日～6月10日の間に帰宅された方		避難後4月11日～5月10日の間に帰宅された方	20万円		避難後4月10日までに帰宅された方	10万円		屋内退避(※2)のみの方
	対象者	お一人あたりの金額														
仮払金額	6月10日時点で避難されている方	30万円														
	避難後5月11日～6月10日の間に帰宅された方															
	避難後4月11日～5月10日の間に帰宅された方	20万円														
	避難後4月10日までに帰宅された方	10万円														
	屋内退避(※2)のみの方															
<p>対 象 と な る 方 ・ 損 害</p>	<p>●本年3月11日時点で以下の対象地域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた方(世帯ではなく、「各個人」をお支払いの対象とさせていただきます)。</p> <p>〈対象区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難区域:福島第一原子力発電所から20km圏内 :福島第二原子力発電所から10km圏内(4月21日以降は8km圏内) ・屋内退避区域(4月22日解除):福島第一原子力発電所から20～30km圏内 ・計画的避難準備区域、緊急時避難準備区域(4月22日設定) <p>※ 上記対象区域に住民登録(住民票)があっても、本年3月11日時点での生活の本拠が別にあるなど、避難等の事実がない場合には、お支払いの対象となりません。</p>															
<p>必 要 書 類</p>	<p>●必要書類</p> <p>請求書類につきましては、前回の「仮払補償金」をご請求いただきました「世帯主様または世帯の代表者」のご避難先へ郵送させていただきます。前回の「仮払補償金」のご請求以降、ご避難先等のご変更がある場合は、「福島原子力補償相談室」(0120-926-404)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p>															

農林漁業関係者への仮払補償金

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力事故により、農林漁業関係者の方々が被った営業損害に対して、仮払いが行われます。
対 象 と な る 方 ・ 損 害	<ul style="list-style-type: none"> ●政府による出荷制限指示または地方公共団体が行う出荷または操業に係る自粛要請があった地域における対象品目に関し、農林漁業者の方が被った営業損害 ●航行危険区域の設定によって漁業者の方が被った営業損害
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ●必要書類 (農林業) <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業者証明書 2. 農地基本台帳記載事項証明書 3. 耕作証明書 4. その他[出荷量・取引額に関する書類等] (漁業) <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業者証明書 2. 漁業許可証 3. その他[漁船登録票・漁獲高に関する書類等]

(注)農林漁業者の損害賠償請求は、上記によるものの他、請求の取りまとめ団体へ委託して行うことも可能です。(次ページ参照)

※ 農林漁業者の方の東京電力への損害賠償請求については、JA等関係団体が組織する各県の「損害賠償対策協議会」や漁業協同組合連合会が取りまとめて請求を行っていますので、以下の連絡先にご相談されることをおすすめします。(JA系統外へ出荷されている方も、同様に下記連絡先にご相談されることをおすすめします。)

- ・ お近くの農業協同組合、漁業協同組合
- ・ 県、市町村が設置している原子力損害賠償相談窓口
(窓口が不明な場合には、農業・漁業の担当部署)

中小企業者への仮払補償金

内 容	<p>●原子力事故により、中小企業者の方々が被った営業損害に対して、仮払いが行われます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">仮 払 金 額</td> <td>粗利額(平成23年3月12日～5月末日までの相当分)の2分の1(上限額250万円)</td> </tr> </table> <p>※ 粗利額(売上金額から売上原価を控除した金額)は、過去の実績額を基に算出します。</p>	仮 払 金 額	粗利額(平成23年3月12日～5月末日までの相当分)の2分の1(上限額250万円)
仮 払 金 額	粗利額(平成23年3月12日～5月末日までの相当分)の2分の1(上限額250万円)		
対 象 と な る 方 ・ 損 害	<p>●避難区域等に事業所を有する中小企業者(※)の方々が被った営業損害</p> <p>※「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」における「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示があった区域(避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域)に事業所を有する中小企業者が該当します。</p>		
必 要 書 類	<p>●必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粗利額を証明する書類 2. 避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等 3. 商業登記簿謄本(法人)又は事業主の住民票(個人) <p>※ 1が提出されない場合でも、2及び3の提出があれば、20万円の仮払いが受けられます。</p>		

なお、東京電力(株)は、引き続き、原子力損害賠償紛争審査会の指針も踏まえつつ、補償について公正かつ迅速に対処したいとしています。

3. 各種支援制度(ご参考)

各種支援制度について(ご参考)

本資料に記載している支援制度につきましては、原子力被災者等に対する経済的な支援に関する制度をまとめたものとなっておりますので、その他の支援制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

「被災者支援に関する各種制度の概要」(内閣府HP内)
(<http://www.bousai.go.jp/shien.html>)

住民の方々向けの制度

制度の名称	生活福祉資金貸付(緊急小口資金)
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none">●低所得者世帯に限らず被災世帯に対して、無利子での資金の貸付を行います。●原則として10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。<ul style="list-style-type: none">(1)世帯員の中に死亡者がいる場合。(2)世帯員に要介護者がいる場合。(3)世帯員が4人以上いる場合。(4)その他、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none">●平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。<ul style="list-style-type: none">① 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域② ①の地震により被災したため特例措置が必要な地域として、各都道府県徒事が設定した地域③ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民退避指示の対象となった地域
お問い合わせ先	●市区町村社会福祉協議会

中小企業事業者の方々向けの制度

制度の名称	特定地域中小企業特別資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	<p>●原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を融資する制度です。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>20年以内(据置期間5年以内)</td> </tr> </table>	融資限度額	3,000万円	融資利率	無利子	融資期間	20年以内(据置期間5年以内)
融資限度額	3,000万円						
融資利率	無利子						
融資期間	20年以内(据置期間5年以内)						
対象となる方	●警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域と指定された区域(4月22日まで屋内退避区域と指定された区域を含む)に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等						
お問い合わせ先	<p>●公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム 電話番号024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938</p>						

制度の名称	東日本大震災復興緊急保証				
支援の種類	融資(保証)				
支援の内容	<p>●金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証する制度です。(借入額の全額に対して保証します。)</p> <p>●保証限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.8%以下</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。	保証料率	0.8%以下
保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。				
保証料率	0.8%以下				
対象となる方	<p>●特定被災区域内の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波等により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方 <p>●特定被災区域外の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方 ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で業況が悪化している方 				
お問い合わせ先	●信用保証協会				

制度の名称	東日本大震災復興特別貸付														
支援の種類	融資														
支援の内容	<p>●震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度です。特に事業所が全壊・流失した中小企業者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人を通じた利子補給制度(実質無利子化)も創設しています。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。 なお、①②③は下記対象となる方の番号に対応しております。</p> <table border="1" data-bbox="365 432 1338 1522"> <tr> <td data-bbox="365 432 562 809">貸付限度額</td> <td data-bbox="562 432 1338 562"> ①に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 562 562 683">貸付限度額</td> <td data-bbox="562 562 1338 683"> ②に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 683 562 809">貸付限度額</td> <td data-bbox="562 683 1338 809"> ③に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫(国民事業) 4,800万円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 809 562 1186">貸付期間 据置期間</td> <td data-bbox="562 809 1338 938"> ①に該当する方 ・貸付期間:最長20年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長5年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 938 562 1064">貸付期間 据置期間</td> <td data-bbox="562 938 1338 1064"> ②に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長3年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1064 562 1186">貸付期間 据置期間</td> <td data-bbox="562 1064 1338 1186"> ③に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長8年(運転) ・据置期間:最長3年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1186 562 1522">貸付利率 ※基準金利(貸付期間5年以内の貸付金利) 中小:1.65% 国民:2.15% (6月8日時点)</td> <td data-bbox="562 1186 1338 1522"> ①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。 ②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ ③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ </td> </tr> </table>	貸付限度額	①に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円	貸付限度額	②に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円	貸付限度額	③に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫(国民事業) 4,800万円	貸付期間 据置期間	①に該当する方 ・貸付期間:最長20年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長5年	貸付期間 据置期間	②に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長3年	貸付期間 据置期間	③に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長8年(運転) ・据置期間:最長3年	貸付利率 ※基準金利(貸付期間5年以内の貸付金利) 中小:1.65% 国民:2.15% (6月8日時点)	①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。 ②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ ③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ
貸付限度額	①に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円														
貸付限度額	②に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 3億円 ・日本公庫(国民事業) 6,000万円														
貸付限度額	③に該当する方 ・日本公庫(中小企業)・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫(国民事業) 4,800万円														
貸付期間 据置期間	①に該当する方 ・貸付期間:最長20年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長5年														
貸付期間 据置期間	②に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長15年(運転) ・据置期間:最長3年														
貸付期間 据置期間	③に該当する方 ・貸付期間:最長15年(設備)、最長8年(運転) ・据置期間:最長3年														
貸付利率 ※基準金利(貸付期間5年以内の貸付金利) 中小:1.65% 国民:2.15% (6月8日時点)	①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。 ②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ ③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ														
対象となる方	<p>①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者又は原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の中小企業者</p> <p>②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者</p> <p>③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響も含む。) ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。</p>														
お問い合わせ先	●日本政策金融公庫(沖縄県内では沖縄公庫)又は商工組合中央金庫の支店へ														

制度の名称	災害関係保証				
支援の種類	融資(保証)				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。(借入額の金額に対して保証します。) ●保証限度額等は次のとおりです。 				
	<table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8千万円、最大で2億8千万円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>概ね0.7%~1.0%</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円	保証料率	概ね0.7%~1.0%
	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円			
保証料率	概ね0.7%~1.0%				
<table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8千万円、最大で2億8千万円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>概ね0.7%~1.0%</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円	保証料率	概ね0.7%~1.0%	
保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円				
保証料率	概ね0.7%~1.0%				
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波等により直接被害を受けた方 ●原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方 				
お問い合わせ先	●信用保証協会				

制度の名称	セーフティネット保証(5号)				
支援の種類	融資(保証)				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。 				
	<table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8,000万円、最大で2.8億円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>概ね0.7%~1.0%</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8,000万円、最大で2.8億円	保証料率	概ね0.7%~1.0%
	保証限度額	無担保8,000万円、最大で2.8億円			
保証料率	概ね0.7%~1.0%				
<table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8,000万円、最大で2.8億円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>概ね0.7%~1.0%</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8,000万円、最大で2.8億円	保証料率	概ね0.7%~1.0%	
保証限度額	無担保8,000万円、最大で2.8億円				
保証料率	概ね0.7%~1.0%				
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●指定業種(※1)に属し、売上高の減少等(※2)について市区町村の認定を受けた中小企業者が対象です。 <p>※1 平成23年4月1日~9月30日については、原則全業種対象(農林水産業、金融業等は対象外)</p> <p>※2 以下イ)~ハ)のいずれかを満たす必要があります。</p> <p>イ) 最近3か月の前年同期比で5%以上減少</p> <p>ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>ハ) 東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること。</p>				
お問い合わせ先	●信用保証協会				

制度の名称	マル経融資	
支援の種類	融資	
支援の内容	<p>●小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫(沖縄県内では沖縄公庫)が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。</p> <p>●今般の震災により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、震災対応特枠として、以下の措置を実施します(※)。</p>	
	貸付限度額	通常枠(1,500万円)と別枠で1,000万円
	貸付金利	別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間さらに▲0.9%引下げ(合計▲1.2%)
	貸付期間	設備資金は10年以内(据置期間2年以内) 運転資金は7年以内(据置期間1年以内)
	(※)震災により直接又は間接に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模企業再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方に限られます。	
対象となる方	<p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主</p> <p>2. 商工会・商工会議所の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>	
お問い合わせ先	最寄りの商工会・都道府県商工会連合会、最寄りの商工会議所	

※ その他の中小企業支援制度につきましては、中小企業庁のHPも御覧下さい。<http://www.chusho.meti.go.jp/>

農林水産業の方々向けの制度

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた農林漁業の経営の再建等に必要な長期運転資金を融資します。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	融資限度額	1,200万円又は年間経営費等の12/12
	償還期限 (据置期間)	13年以内 (6年以内)
	融資利率	0.65%~0.85%(平成23年6月10日現在)
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 ●取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者 <p>(注1) 原発事故による出荷制限や風評被害などにより売上が相当程度減少した主業農林漁業者も対象となります。</p> <p>(注2) 借入の際には、市町村長等が発行する罹災証明書等が必要となります。</p>	
お問い合わせ先	●日本政策金融公庫(沖縄県内では沖縄公庫)	

制度の名称	つなぎ資金の融資				
支援の種類	融資(保証)				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福島原発事故に伴う出荷制限等や風評被害を受けた農林漁業者に対し、東京電力からの賠償がなされるまでの間、農漁協系統金融機関からの無利子融資等による当面の資金の提供等を実施します。 ●農林漁業者の方が借り入れるつなぎ融資について、国が実質的な保証を行います。これにより、例えば、債務の延滞を理由に融資が受けられなかった方でも当座の資金繰りのためにつなぎ融資を借り入れることができます。 ●返済は、東京電力からの賠償金等の入金時になります。 ●融資及び保証の限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> <td>・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証料率</td> <td>各基金協会におたずねください。</td> </tr> </table> <p>※条件は県や融資機関によって違いがあります。</p>	限度額	・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度	保証料率	各基金協会におたずねください。
限度額	・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度				
保証料率	各基金協会におたずねください。				
対象となる方	●原発事故に係る出荷制限・自粛等による被害を受けた農林漁業者				
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関(基金協会と契約を締結している農協、信漁連、銀行、信金、信組など) ●農業信用基金組合 ●漁業信用基金組合 ●農林水産省経営局金融調整課(03-6744-2171) ●水産庁漁政部水産経営課(03-3502-8416) ●林野庁林政部企画課(03-3502-8037) 				

制度の名称	輸出に取り組む事業者向け対策
支援の種類	補助事業
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定したうえで実施する戦略的な輸出拡大プロジェクトを総合的に支援します。(補助率1/2以内) <p>プロジェクトメニュー</p> <p>①次世代技術者・輸出担当者育成、②海外市場開拓調査、③産地PR・国内商談会、④海外試験輸送、⑤輸出環境整備、⑥海外販売促進活動、⑦海外ニーズ製品の試作・実証、⑧輸出プロモーターの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これらの取組のうち「⑥海外販売促進活動」の一環として、放射性物質の検査にかかる経費を支援いたします。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●農協、漁協、商工会議所、商工会、農業生産法人、事業協同組合、有限責任事業組合(LLP)、複数の事業者で構成された協議会(別途、農林水産省の承認が必要です)等 <p>(注)「農業生産法人」、「有限責任事業組合」は、別途、要件があります。</p>
お問い合わせ先	●農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室(03-3502-3408)

掲載する各種支援制度のお問い合わせ先

資金繰り(融資制度)のお問い合わせ先

日本政策金融公庫	0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
商工組合中央金庫	0120-079-366

資金繰り(保証制度)のお問い合わせ先(中小企業関係)

協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554
青森県信用保証協会	017-723-1354
岩手県信用保証協会	019-654-1505
宮城県信用保証協会	022-225-5230
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2247
福島県信用保証協会	024-526-1530
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6621
川崎市信用保証協会	044-211-0503
新潟県信用保証協会	025-267-1311
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	058-267-4553
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171

協会名	電話番号
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	098-863-5302

資金繰り(保証制度)のお問い合わせ先(農業・漁業関係)

協会名	電話番号
北海道農業信用基金協会	011-232-6083
青森県農業信用基金協会	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	019-626-8563
宮城県農業信用基金協会	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	018-864-2393
山形県農業信用基金協会	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	029-332-2288
栃木県農業信用基金協会	028-626-2355
群馬県農業信用基金協会	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	043-245-7468
東京農業信用基金協会	042-528-1362
神奈川県農業信用基金協会	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	055-223-3600
長野県農業信用基金協会	026-236-2411
新潟県農業信用基金協会	025-230-2410
富山県農業信用基金協会	076-445-2321
石川県農業信用基金協会	076-240-5583
福井県農業信用基金協会	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	058-276-5251
静岡県農業信用基金協会	054-284-9874
愛知県農業信用基金協会	052-951-3619
三重県農業信用基金協会	059-229-9213

協会名	電話番号
滋賀県農業信用基金協会	077-521-1721
京都府農業信用基金協会	075-661-1332
大阪市農業信用基金協会	06-6204-3625
兵庫県農業信用基金協会	078-333-5846
奈良県農業信用基金協会	0742-27-4181
和歌山県農業信用基金協会	073-426-8120
鳥取県農業信用基金協会	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	086-222-3218
広島県農業信用基金協会	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	088-634-2652
香川県農業信用基金協会	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	089-948-5678
高知県農業信用基金協会	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	092-711-3883
佐賀県農業信用基金協会	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	097-538-6456
宮崎市農業信用基金協会	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	098-831-5321

協会名	電話番号
北海道漁業信用基金協会	011-281-2816
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510
東京漁業信用基金協会	03-3458-2431
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717
愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238

協会名	電話番号
大阪市漁業信用基金協会	06-6945-5690
兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314
和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800
鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392
島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006
岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711
広島県漁業信用基金協会	082-247-1989
山口県漁業信用基金協会	0832-61-0535
徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535
香川県漁業信用基金協会	087-851-5424
愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126
高知県漁業信用基金協会	088-873-7693
福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981
佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823
長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171
熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400
大分県漁業信用基金協会	097-532-3496
宮崎市漁業信用基金協会	0985-29-1313
鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815
沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633

発行年月 平成23年7月

発行編集 内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室

〒:100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL:03-3501-1533

複製可